

第3章

みんなで目指す 10年後のまちの姿



大浦川マングローブ林

3-1 みんなで目指す 10 年後のまちの姿

2014（平成 26）年策定の「名護市環境基本計画」において、「第 4 次名護市総合計画」の基本理念である『共生』『自治』『協働』に基づいて「本市が目指す将来の環境像」を設定しており、「第 5 次名護市総合計画」においても『共生』『自治』『協働』の基本理念を引き継いでいることから、本計画においても「みんなで目指す 10 年後のまちの姿」として「本市が目指す将来の環境像」を引き継ぎ、以下のように設定します。

みんなでももり・つくり・つなげる

やんばるの自然と暮らしが共にかがやく あけみおのまち 名護



3-2 みんなで目指すまちの姿に向けた行動

「みんなで目指す10年後のまちの姿」を実現するためには、市、市民及び事業者の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むことが重要です。

私たちの行動や取組のイメージを、「身近な生活空間」、「市街地」、「郊外」、「自然豊かな地域」の4つのシーン別に整理しました。

取組や行動には、すぐできることや段階的に取り組むものがあり、以下に示したもの以外にもさまざまなものがあります。


「みんなで目指す10年後のまちの姿」を実現するため、日常生活や事業活動において何ができるのかを考えて行動していくことが大切です。




Scene 1 身近な生活空間で




Scene 2 市街地で




• 家庭から出た生ごみでつくった堆肥で家庭菜園を楽しんでいます。




• 工事等で粉塵等による影響が出ないように対策しています。



• 自転車や公共交通機関を利用した通勤、通学によって、移動に伴うCO₂の削減を心がけています。




• 手つかずの食品をフードドライブに寄付し、廃棄物を削減します。
• 家庭で余った食品を回収するフードドライブを実施しています。




• 地域で生産された農作物などを販売し、環境負荷を低減します。

• 環境イベントやマルシェを開催しています。



• マイバッグやマイボトルを持って出かけ、廃棄物を削減します。



• 事務所周辺の美化活動をしています。

Scene 3 郊外で



Scene 4 自然豊かな地域で



• 希少野生生物（ヤンバルクイナやノグチゲラなど）の保護に取り組みます。

• 環境に関する情報収集を行っています。

• 環境教育講座、自然観察会、体験型学習会に参加しています。

• 自然が豊かな地域の美化活動（清掃活動）に参加しています。

3-3 施策の体系

(1) 基本理念

名護市環境基本条例第3条にて、自然環境の保全及び生活環境の創造における4つの基本理念を掲げております。

また、第1章にて述べているとおり、本計画は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であるため、名護市環境基本条例の基本理念を踏襲することとします。

【基本理念】

(1) やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること。

本市が有しているやんばるの自然環境が失われつつある現状を踏まえ、市民及び事業者が望む「美しい自然と共存した社会」の構築に向けた考えを示した理念です。

(2) 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること。

人が生きていく上で必要不可欠である安全・安心な生活環境の創造と、これまで連綿と受け継がれてきた文化の継承を目指した理念です。

(3) 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること。

自然環境を基盤に、次世代においても地域が継続して社会的、経済的に発展していくことができるよう、自然環境の保全及び生活環境の創造と経済活動の両立を目指した理念です。

(4) 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること。

本市の環境をより良いものにしていくためには、まず一人ひとりの意識の向上が必要であり、複雑化している環境問題を総合的に解決するためには、市だけでなく、市民及び事業者のみなさんの協力が欠かせません。本理念は、(1)～(3)の理念に到達するため、各主体が自然環境の保全及び生活環境の創造に向けて取り組む際の仕組みや体制づくりの考え方を示した理念となっています。



(2) 基本方針

名護市環境基本条例第7条にて、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の策定等に関する基本方針を掲げており、前記した基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものです。

【基本方針】

(1) 地域本来の生物多様性の保全と回復

基本理念の「やんばるの自然環境の保全」につながる基本方針です。

私たちは自然環境から、食料や精神的な充足感等を得て生活を営んでいますが、近年では日常生活や事業・経済活動等による環境負荷によって多くの動植物が絶滅の危機に瀕しています。動植物の絶滅等による生態系の崩壊は、私たちの生活環境に対しても悪影響を及ぼしてまいります。これらのことを受け、地域本来の生物多様性の保全と回復に向けた施策を講じていきます。

(2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造

基本理念の「安全・安心・文化的な生活環境の創造」につながる基本方針です。

公害対策等による安全で健康的に暮らすことのできる生活環境の創造は、公害問題より端を発した環境行政の原点と位置づけられるものであり、私たちが生きていく上では必要不可欠なものです。そのため、安全・安心に生活が営めるよう命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造に向けた施策を講じていきます。

(3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造

基本理念の「安全・安心・文化的な生活環境の創造」につながる基本方針です。

私たちの生活環境は、空気や水、動植物等の自然と、居住環境を含めた都市施設、長い期間に培われ伝承されてきた歴史的、文化的な遺産、良好な景観、都市機能等の利便性などが調和して快適なものとなっています。次世代においても、精神的な充足感が満たされたより良い生活環境の創造が不可欠であることから、伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造に向けた施策を講じていきます。

(4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

本市には、地域ごとに異なる自然環境や市民によって育まれた豊かな生活環境が存在しています。特徴的な環境を生かした産業や、市民自らによる環境保全・創造活動による地域活動の活性化によって、自然環境の保全、生活環境の創造と経済発展の両立がなされ、「持続的発展が可能な社会」の構築につながります。そのため、地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化に向けた施策を講じていきます。

（５）循環型社会の構築

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

現代のエネルギー枯渇やごみ問題を解決するためには、従来の大量の資源を使い、大量の廃棄物を排出していた社会経済システムを転換させていく必要があります。

今後は、資源及びエネルギーを効率的に利用し、できる限りごみや環境への負荷となる物質を発生させず、使用できるものは再度使用し、やむを得ず排出されるものは資源として再利用し、どうしても利用できないものは適正に処分するといった最適生産、最適消費、最少廃棄の推進が重要となってきます。これらを踏まえ、4R[※]の推進や環境への負荷の少ない商品等の利用等、循環型社会の構築に向けた施策を講じていきます。

（６）地球環境の保全

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

誰もが環境に影響を与えながら生活し、事業・経済活動を行っていることから、市、市民及び事業者が協力して地球環境の保全に向けた施策を講ずる必要があります。

特に、地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、自動車依存社会である現状を考慮すると地域レベルにおいても積極的に取り組むべき問題となっています。そのため、国や他の地方公共団体、その他関係団体との連携、市、市民及び事業者の協働による地球環境の保全に向けた施策を講じていきます。

（７）環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上

基本理念の「市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築」につながる基本方針です。

環境問題の解決に向けては、市、市民及び事業者が環境に対する正しい認識を持ち、環境保全・創造活動に取り組む必要があります。そのため、環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上に向けた施策を講じていきます。

（８）協働及び推進体制の構築

基本理念の「市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築」につながる基本方針です。

市、市民及び事業者は誰もが公平な責務、役割を有しており、自然環境の保全及び生活環境の創造に向けた施策を推進する際にはどの主体も欠けることはできません。また、環境問題は様々な要因が複雑に絡み合っているため、各主体間の連携だけでなく、国や他の地方公共団体との連携による包括的な取組が必要となります。そのため、環境施策を円滑に協働して取り組めるよう、協働及び推進体制の構築に向けた施策を講じていきます。

※4Rとは

- ① R e f u s e : リフューズ (発生回避) → 不必要なモノは買わず、耐久性の高い製品を選び、長く使用すること。マイバッグなどの使用を心がけ、レジ袋などを断ること。
- ② R e d u c e : リデュース (排出抑制) → モノを長く使用するためのメンテナンスなどにより、廃棄物の排出を抑制すること。
- ③ R e u s e : リユース (再使用) → 使用済みの製品や部品でも、まだ十分に使えるモノは廃棄しないで繰り返し使用すること。
- ④ R e c y c l e : リサイクル (再資源化) → 再使用できないものや廃棄されたモノを、原材料やエネルギーとして再利用すること。

(3) 具体的施策

名護市環境基本条例第10条から第20条にて11項目の具体的施策が掲げられており、基本理念及び基本方針に基づいて定められております。

【具体的施策】

(1) 在来動植物及びその生息空間の保全

基本方針の「地域本来の生物多様性の保全と回復」につながる具体的施策です。

在来動植物及びその生息空間の保全に向けて、自然環境の適切な保全及び回復に努め、自然環境が改変される場合は事業者へ必要な措置を講ずるよう指導する等、在来動植物への様々な悪影響の低減を図るための必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

(2) 環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備

基本方針の「地域本来の生物多様性の保全と回復」につながる具体的施策です。

経済発展と環境保全は別のものとして捉えるのではなく、環境に配慮した産業活動に転換することによって経済発展も環境保全も両立できるよう、環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備に向けて必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

(3) 自然災害による被害の低減

基本方針の「命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造」につながる具体的施策です。

私たちの生活のベースとなる生活環境及び社会基盤を安全・安心に維持するために、自然災害による環境への被害の低減に向けて必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

(4) 環境の向上に向けた公害防止対策等の実施

基本方針の「命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造」につながる具体的施策です。

市民の健康と安全の確保に向け、公害問題や環境を悪化させる問題等の未然防止、被害の予防、問題が発生した際の紛争処理等の必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(5) 歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用

基本方針の「伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造」につながる具体的施策です。

歴史文化資源や伝統文化、まちなみは市民の心のよりどころとなり、より豊かな生活環境を形成する要素となっていることから、歴史文化資源、伝統文化、まちなみの保全と活用に向けた必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(6) 豊かな自然環境を生かした地域づくり

基本方針の「地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化」につながる具体的施策です。現在も残る、豊かな自然環境を活用した地域づくりを推進することで、市民が誇れるまちをつくっていく必要があることから、自然環境を生かした地域づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(7) 地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進

基本方針の「地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化」につながる具体的施策です。本市には、各地域に独自の資源が多数存在しており、それらを生かして発掘・保全・活用することによって地域の活性化につながります。また、地域独自の資源を活用した地域開発によって地域の発展と環境保全の両立・統合を図る必要があることから、地域資源の発掘、保全、活用を図る地域活性化の促進に努めることを規定しています。

(8) 廃棄物の減量及び資源化の促進

基本方針の「循環型社会の構築」につながる具体的施策です。持続的発展が可能な社会の在り方としては、ごみの抑制、再利用、再生利用によって環境への負荷が軽減された「循環型社会」の構築が必要であることから、排出されるごみの減量や資源のリサイクル等への取組の促進に向けた仕組みづくりや普及啓発等に努めることを規定しています。

(9) 地球温暖化対策の推進

基本方針の「地域環境の保全」につながる具体的施策です。地球環境問題の中でも地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、自動車依存社会である現状を考慮すると地域レベルにおいても積極的に取り組むべき問題であることから、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向け、関係機関や市民及び事業者と協働で省エネルギーの推進や新エネルギーの利用促進、エコドライブの促進等の施策の推進に努めることを規定しています。

(10) 環境教育及び環境学習の推進

基本方針の「環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上」につながる具体的施策です。市民及び事業者による環境負荷の低減や環境保全・創造活動が推進されるためには、市民及び事業者の意識の向上を図ることが重要であることから、市は市民及び事業者、教育機関での環境教育及び環境学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めること、市民は環境教育及び環境学習を企画、実践あるいは受講するよう努めること、事業者は従業員に環境教育・環境学習の機会を設けることにより自然環境の保全及び生活環境の創造に関わる認識を高めるよう努めることを規定しています。

(11) 意見の反映

基本方針の「協働及び推進体制の構築」につながる具体的施策です。自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を市民及び事業者と協働で効率的かつ円滑に実施するためには、各主体の意見を拝聴し、市の施策に反映させることが重要であることから、市民参画の制度的な保障として、双方向に意見を聴く場の設置を含め、市民及び事業者の意見の反映に努めることを規定しています。

表 3.1 施策の体系

みんなで目指す 10年後のまちの姿	基本理念	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> やんばるの自然と暮らしが共にかがやく みんなでまもり・つくろい・つなげる あけみおのまち 名護 </p>	<p>1. やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること</p>	<p>(1) 地域本来の生物多様性の保全と回復</p>
	<p>2. 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること</p>	<p>(2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造</p> <p>(3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造</p>
	<p>3. 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること</p>	<p>(4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化</p> <p>(5) 循環型社会の構築</p> <p>(6) 地球環境の保全</p>
	<p>4. 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること</p>	<p>(7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上</p> <p>(8) 協働及び推進体制の構築</p>

具体的施策	取組
1. 在来動植物及びその生息空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物等の防除 ・自然環境と調和した土地利用の適正な規制・誘導 ・自然環境の保全・回復に向けた取組の推進
2. 環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止対策 ・持続的な農業 ・自然と調和した森林資源の保全
3. 自然災害による被害の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川の整備 ・教育施設の整備 ・地域防災力の向上
4. 環境の向上に向けた公害防止対策等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・悪臭対策 ・野犬の捕獲・ハチの巣駆除 ・水道水の水質確保 ・公共用水域の水質改善
5. 歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保全と活用 ・芸術文化の振興
6. 豊かな自然環境を生かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに繋がる自然を守る活動 ・在来の植物の活用 ・環境に配慮した公園の整備推進
7. 地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の活用 ・地域資源を活用したふるさと納税返礼品の拡充
8. 廃棄物の減量及び資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市、市民及び事業者の協働による4Rの推進 ・環境に優しく効率的な循環システムの構築 ・ごみの安定的な適正処理の実施 ・クリーンなまちづくりの推進
9. 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ化の推進 ・循環型社会の構築 ・温室効果ガスの排出抑制 ・温室効果ガスの吸収源保全 ・地球温暖化防止に関する情報の収集・発信
10. 環境教育及び環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信 ・環境教育の実施 ・博物館運営の充実 ・体験学習等の推進による人材育成事業の充実
11. 意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の募集
<p>市、市民及び事業者の協働/規制等の措置/財政上の措置/国、地方公共団体等との連携協力/環境データの収集・公表体制の構築/環境に関するモニタリング体制づくり/</p>	

3-4 施策の方向性

具体的施策ごとの取組と指標を以下に示します。

具体的施策（1）在来動植物及びその生息空間の保全

自然環境の適正な保全及び回復に向け、自然環境の状況を把握し、生態系に悪影響を与える要因への対策を講じます。また、改変を伴う事業・経済活動に対しては、自然環境への影響を低減するために必要な環境保全措置を講じます。

さらに、自然環境の保全が図られている指定区域や、地域特有の自然環境を持続可能なものとするため、市民及び事業者、国・県などの関係機関とさらなる連携を図ります。

特定外来生物等の防除	【関係課等】
生態系に悪影響を与える市内に生息・生育している特定外来生物や危険生物の防除等を行います。 特定外来生物の防除にあたっては、自然環境の保全及び再生活動を促進しつつ、地域と行政の協働による自然環境の保全・回復に努めます。	環境対策課

自然環境と調和した土地利用の適正な規制・誘導	【関係課等】
「名護市都市計画マスタープラン」に基づきコンパクト+ネットワークによる都市形成を進めます。また、各種法令等に基づく適正な土地利用の規制・誘導により、都市部と自然環境のバランスの取れた土地利用を進めます。	都市計画課

自然環境の保全・回復に向けた取組の推進	【関係課等】
市民による自然環境の保全及び再生活動を促進しつつ、必要な支援を行いながら、地域と行政の協働による自然環境の保全・回復に努めます。	環境対策課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
特定外来生物タイワンハブの捕獲数	1,027 匹	1,000 匹
特定外来生物ツルヒヨドリ防除用除草剤の申請数	-	10 件
屋我地島における特定外来生物フィリマンダースの捕獲数	1 頭	0 頭 ^{注)}

注) 屋我地島からの根絶を目指しているため、目標値は【0頭】としている

具体的施策（２）環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備

本市の持続的な発展に向け、経済・社会的課題に取り組みます。具体的には、環境負荷が小さい農畜産業等の生産手法の改善や、産業基盤整備に関する支援を行います。

赤土等流出防止対策	【関係課等】
農地からの赤土等の流出に対し、グリーンベルトの普及を中心とした流出防止対策の推進を図ります。	農業政策課

持続的な農業	【関係課等】
農作業の効率化・省力化を図るとともに、農業を持続的に展開するために、農業生産基盤整備及び適切な維持管理を実施します。 また、農村における生活環境の改善のほか公共水域の水質保全を図るため農業集落排水施設の整備を促進します。	農林水産課 工務課

自然と調和した森林資源の保全	【関係課等】
地球温暖化防止、国土保全、水源かん養、生物多様性の保全、木材等の物質生産等の多面的機能を有している森林を管理（造林事業）しつつ、既存の森林資源を保全・利活用し、持続可能な森林資源循環型林業の構築を目指します。	農林水産課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
圃場へのグリーンベルトの設置 (累計)	18 箇所	39 箇所
農道整備延長 (累計) ※2026 (令和8) 年度～2029 (令和11) 年度	1,840m ※2021 (令和3) 年度～ 2024 (令和6) 年度	3,900m
(下水道)久辺地区農業集落排水事業における 污水管渠整備率 ※2026 (令和8) 年度～2029 (令和11) 年度：8km	-	100%
市有林において森林の持つ様々な機能を発揮 するための継続的な森林整備 ※2026 (令和8) 年度～2029 (令和11) 年度	1.0ha/年	1.0ha/年 ^{注)}

注) 取組を維持していくため、目標値は【1.0ha/年】としている

具体的施策（3）自然災害による被害の低減

市民及び事業者の安全・安心の確保に向け、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災対策を講じます。また、自然環境への被害を低減するために必要な対策を講じます。

市内河川の整備	【関係課等】
市内の普通河川の災害防止を図りつつ、自然とふれあうことができる河川整備を実施します。	建設土木課

教育施設の整備	【関係課等】
危険ブロック塀等の安全対策といった整備を実施します。	教育施設課

地域防災力の向上	【関係課等】
自主防災組織の設立を促し、地域における連携の強化を図り、自助、共助の体制を整えます。	総務課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
河川整備計画延長に対する河川整備済み延長の割合 ※2026 (令和8) 年度～2029 (令和11) 年度	4.66%	47.5%
「名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画」に基づく施設整備の進捗率 ※2026 (令和8) 年度～2029 (令和11) 年度 422.1mのブロック塀等安全対策の実施	—注)	100%
自主防災組織の設立数	22 区	30 区

注) 2026 (令和8) 年度から開始する計画のため、現状値は「—」としている

具体的施策（４）環境の向上に向けた公害防止対策等の実施

市民の健康及び安全の確保に向け、本市の環境の向上を図ります。具体的には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、騒音、地盤沈下、悪臭等の公害や、基地公害、衛生環境問題の状況把握や、普及啓発を継続します。また、必要に応じて市民及び事業者への指導等を行うとともに、国・県などの関係機関と連携した対策等を講じます。

騒音・振動・悪臭対策	【関係課等】
騒音・振動・悪臭防止に関する普及啓発に取り組むとともに、苦情が発生した場合は適切に対応します。	環境対策課

野犬の捕獲・ハチの巣駆除	【関係課等】
市民及び事業者の求めに応じて、野犬、ハチの巣の駆除、野良猫のTNR活動への支援を強化していきます。	環境対策課

水道水の水質確保	【関係課等】
安全・安心な水の安定供給を行うため、水質検査計画を策定し、水質の定期検査を行い、水質基準を満たしていることを確認します。	施設課

公共用水域の水質改善	【関係課等】
公共用水域の快適な生活環境の確保を図るため、下水道整備区域から排出される汚水を下水処理場にて関係法令に定める水質項目・水質環境基準値以下に処理し放流します。	施設課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
野犬の捕獲依頼への対応率	100%	100%
ハチの巣の駆除依頼への対応率	100%	100%
全ての水質基準 51 項目において水質基準を下回っていること (上水道)	-	100%
放流水の水質基準 43 項目の全てにおいて、排水基準を下回っていること (下水道)	-	100%

具体的施策（５）歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用

本市の歴史文化資源等の保全と活用に向け、経済・社会的課題に取り組みます。具体的には、地域ごとに個性のある本市の豊富な歴史文化資源や伝統文化等を次世代に継承するとともに、地域のまちなみを保全することで、地域資源として活用します。

文化財の保全と活用	【関係課等】
本市に伝わる歴史的・文化的財産の保存を図るとともに、これまでの調査を通して得られた資料を活用し、教育普及活動に努めます。	文化課

芸術文化の振興	【関係課等】
市民が身近に芸術文化に触れる機会や、芸術文化への関心度を高める機会を創出します。	文化スポーツ振興課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
文化財に関する教育普及活動の実施回数	8回	10回
自主芸術文化事業の実施回数（自主事業・子ども芸術支援事業・アウトリーチ事業含）	43回	45回



具体的施策（6）豊かな自然環境を生かした地域づくり

豊かな自然環境を活用した地域づくりに向け、市民及び事業者、国・県などの関係機関とさらなる連携を図りながら、緑化を中心とした取組を行います。なお、本市は行政区域が広く、地域特性があるため、地域の特色を生かせるような取組となるよう留意します。

地域づくりに繋がる自然を守る活動	【関係課等】
市民や地域による環境美化活動に対する周知や支援を図ります。	環境対策課
“さくらと花のまち”名護の推進に取り組みます。	観光課

在来の植物の活用	【関係課等】
緑化を行う際は、在来種に影響を与える恐れのある外来種の利用を控え、在来の植物の利用に努めます。	都市計画課

環境に配慮した公園の整備推進	【関係課等】
「名護市都市計画マスタープラン」及び「名護市みどりの基本計画」に基づき、拠点となるみどり・身近なみどりを整備するとともに、計画的な維持管理で、環境に配慮した公園の整備を推進し、地域の特色を生かした新たな憩いの場の創設を目指します。	都市計画課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
アンケートで「環境美化活動へ参加したことがある」と回答した市民の割合	49.2% ^{注)}	60.0%
桜開花プロジェクト・フラワーキャンペーンへの参加者	381人	792人
都市公園面積	125.8ha	126.3ha

注) 本計画策定において実施した意識調査のため、現状値は2025 (令和7) 年度

具体的施策（7）地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進

地域活性化に向け、本市の環境行政を起点として経済・社会的課題に取り組みます。具体的には、地域資源の発掘、保全を図るとともに、地域資源を活用した新たな価値創造に取り組み、地域活性化を促進します。

地域資源の活用	【関係課等】
<p>わんさか大浦パークなど（羽地の駅、なごアグリパーク等）、本市の地域資源（海、山、川などの豊かな自然）を活用した地域活性化を目指します。</p>	<p>観光課 園芸畜産課 羽地支所 久志支所 屋我地支所 屋部支所</p>

地域資源を活用したふるさと納税返礼品の拡充	【関係課等】
<p>本市の地域資源（大浦川マングローブ、羽地内海、農業体験など）を活用した、体験型ふるさと納税返礼品の登録を目指します。</p>	<p>商工・企業誘致課 観光課 羽地支所 久志支所 屋我地支所 屋部支所</p>

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
わんさか大浦パーク訪問数	104,008 人/年	152,400 人/年
ふるさと納税返礼品の商品数	450 品	600 品

具体的施策（8）廃棄物の減量及び資源化の促進

環境負荷が小さい循環型社会を構築するため、廃棄物の減量及び資源化を促進します。具体的には、4Rを推進するとともに、環境負荷が小さい効率的な循環システム構築、ごみの安定的な適正処理の実施、不法投棄対策等を実施するとともに、経済・社会的課題に取り組みます。

具体的施策（8）については、【第5章 名護市一般廃棄物処理基本計画】でより詳細な内容を記載しています。

市、市民及び事業者の協働による4Rの推進	【関係課等】
市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生回避（Refuse：リフューズ）、発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の順に優先して行い、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を行いつつ、資源化に対する意識を高めます。	環境対策課

環境に優しく効率的な循環システムの構築	【関係課等】
新技術等の検討を進めながら、環境負荷が低くかつ低コストで廃棄物を資源として利用できる循環システムの構築を行います。	環境対策課

ごみの安定的な適正処理の実施	【関係課等】
ごみ資源化及び適正処理のために、収集運搬、中間処理、最終処分において、安定的なごみ処理方法を実施します。 また、新施設の稼働に伴い、新たなごみの排出方法を徹底し、適正処理の実施に努めます。	環境対策課

クリーンなまちづくりの推進	【関係課等】
クリーンなまちづくりを推進するために、環境美化、不法投棄対策の推進を行います。また、ごみの排出量の削減・分別区分を徹底することで脱炭素社会の実現を目指します。	環境対策課

指標	現状値 (2024(令和6)年度)	目標値 (2030(令和12)年度)
ごみ排出量	21,015 t/年	18,898 t/年以下
リサイクル率	12.2%	12.2%以上
最終処分率	5.6%	5.6%未満

具体的施策（9）地球温暖化対策の推進

地球環境の保全に向け、地球温暖化を防止するとともに気候変動へ適応するための対策を講じます。具体的には、緩和策と適応策を対策の両輪として取り組みます。なお、取組にあたっては、市民及び事業者、国・県などの関係機関と連携を図りながら推進します。

具体的施策（9）については、【第6章 第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】でより詳細な内容を記載しています。

省エネ化の推進	【関係課等】
日常生活において、積極的な省エネ行動を実践することで、地球温暖化防止に取り組みます。また、住宅・建物を省エネ化し、施設や建築物においてエネルギーマネジメントシステムの導入に取り組むとともに、ZEH・ZEB化も検討することで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

循環型社会の構築	【関係課等】
ごみの減量及び発生抑制により、ごみの焼却量を削減することで、地球温暖化防止に取り組みます。 また、ごみの循環リサイクル活動等、資源の循環利用を推進・促進し、環境負荷の軽減につながる選択をすることで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

温室効果ガスの排出抑制	【関係課等】
温室効果ガス排出量が少ないエネルギーへの見直しを検討するとともに、住宅・建築物に太陽光発電設備等を導入し、温室効果ガス排出を抑制します。 交通手段については、自動車利用からバスやタクシー等の公共交通機関利用や自転車利用に切り替え、温室効果ガス排出を抑制します。 自動車については、エコドライブ及び次世代自動車の導入を推進・促進し、温室効果ガス排出を抑制します。	環境対策課

温室効果ガスの吸収源保全	【関係課等】
緑地等の育成・管理として、温室効果ガスを吸収する緑地等を保全することで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	【関係課等】
情報の収集・発信として、地球温暖化対策に関する情報を収集・発信し、一人ひとりの意識を高めることで、地球温暖化防止に取り組みます。	環境対策課

指標	基準値 (2013(平成25)年度)	目標値 (2030(令和12)年度)
温室効果ガス(CO ₂)排出量	491.6千t-CO ₂	363.8千t-CO ₂

具体的施策（10）環境教育及び環境学習の推進

積極的な環境教育及び環境学習の実施に向け、市民及び事業者などと連携を図りながら推進します。具体的には、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、市民による環境に配慮した活動の実践や、従業員の環境への意識が高まるための取組を推進します。

情報発信	【関係課等】
ごみ減量・4Rに関する情報や、市民一人ひとりが環境やエネルギーに配慮したライフスタイルへと転換を図るための機会を提供することを目的として、身近な暮らしに役立つエコ情報の発信や環境保全活動の報告等を行います。	環境対策課

環境教育の実施	【関係課等】
学校等と連携を図りながら、名護・やんばるの自然や歴史、文化に対する意識の啓発を図ります。	名護博物館

博物館運営の充実	【関係課等】
「名護・やんばる」地域の自然と、その中で育まれた歴史や文化を記録・保存して継承するとともに、「名護・やんばる」地域のフィールドミュージアムのコアとして利用者や観光客へ情報発信し、各地へ誘うガイダンス拠点(アクセス・インフォメーション機能、基礎知識紹介、疑似体験の提供等)として利用を促進します。	名護博物館

体験学習等の推進による人材育成事業の充実	【関係課等】
次代を担う青少年が市周辺の自然・歴史・文化に触れるとともに、異年齢や同世代の仲間と一緒に活動する「リーダー研修」や「ジュニアリーダークラブ」を通じて、協調性、コミュニケーション力、あらゆることへの興味・関心、意欲を高め、自ら行動できる人材育成を行います。	地域力推進課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
ごみ減量・4R等の情報発信件数	-	12件/年
名護市一般廃棄物処理施設見学者数	-	600人/年
名護博物館の利用者数	27,274人/年	36,500人/年
ふるさと・未来・絆リーダー研修の参加者の実施前と実施後アンケートによる意識変容度	81.25%	100.0%

具体的施策（11）意見の反映

市民及び事業者の意見を本市の環境行政に反映させるための取組を行います。具体的には、意見の募集・公表を継続的に行い、環境行政に反映させます。さらに、意見を踏まえて実施した環境施策の結果等を取りまとめて公表します。

意見の募集	【関係課等】
市民向けアンケートを毎年実施し、本計画の進捗状況を客観的に評価した上で公表します。また、市ホームページを活用して、市民から意見を募集し、適宜、計画の部分的な見直しに活用します。	環境対策課

上記取組の進捗状況を客観的に評価するため、下記のとおり指標を設定しました。

指標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値 (2030 (令和12) 年度)
アンケートの実施	-注)	1回/年

注) 2026 (令和8) 年度から開始するため、現状値は「-」としている

